

令和7年度京都ジョブパーク事業マザーズジョブカフェ
総合プロデュース等運営業務募集要領

1 事業の趣旨・目的

就業と子育てを一体的に支援する京都ジョブパークマザーズジョブカフェにおいて、働きながら子育てしたい女性一人ひとりのニーズに応じて相談等を実施することにより、京都ジョブパークマザーズジョブカフェの利用促進と女性の就職内定率の向上を図ることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度京都ジョブパーク事業マザーズジョブカフェ総合プロデュース等運営業務
- (2) 業務内容 別添「令和7年度京都ジョブパーク事業マザーズジョブカフェ総合プロデュース等運営業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで
- (4) 委託上限額 43,868千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、複数の団体がグループを構成して応募する場合は、すべての構成員が次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 労働関係法令の違反により労働行政機関等から指導・勧告等を受け、是正が図られていない事業者でないこと。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ東館 2 階
京都府文化生活部男女共同参画課京都ウィメンズベース
電話：075-692-3495 F A X：075-692-3497
メールアドレス：danjokyodo@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間

令和7年1月15日（水）～令和7年2月17日（月）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで。）

イ 配布場所及び受付場所

上記（1）の担当部署で配布するほか、以下に掲げるホームページからダウンロードできる。

●京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」

<https://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>

●京都府文化生活部男女共同参画課ホームページ

<https://www.pref.kyoto.jp/josei/news/2025mjcprop.html>

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和7年1月15日（水）～令和7年2月17日（月）
受付時間は午前9時から午後5時までとする。
提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出方法

持参（平日の午前9時～午後5時）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限日の最終日の午後5時必着。）

5 事前説明会

(1) 開催日時 令和7年1月27日（月）午後2時から（予定）

(2) 開催場所 オンラインにて実施（予定）

(3) 申込方法 事前説明会に参加を希望する者は、令和7年1月24日（金）正午までに、参加申込書（様式任意：会社名、出席者の部署・役職・氏名、電話番号、ミーティング URL 送付先の電子メールアドレスを記入）を作成し、4（1）あてに電子メールにより提出すること。なお、電子メールの件名は「令和7年度京都ジョブパーク事業マザーズジョブカフェ総合プロデュース等運營業務事前説明会に係る参加申込」とすること。

6 質疑・回答

- (1) 受付期間 令和7年1月15日(水)～令和7年1月31日(金)午後5時まで
- (2) 質疑方法 持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、4(1)に提出すること。
- (3) 質疑様式等 様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
 - ア 件名は「令和7年度京都ジョブパーク事業マザーズジョブカフェ総合プロデュース等運營業務に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、電子メールアドレスを記載すること。
 - ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- (4) 回答日 令和7年2月5日(水)に回答
- (5) 回答方法 質問への回答は京都府文化生活部男女共同参画課ホームページ(<https://www.pref.kyoto.jp/josei/news/2025mjcprop.html>)に掲示し、個別には回答しない。

7 応募書類

(1) 提出書類

以下の書類を9部(正本1部、副本8部)提出すること

- ア 参加表明書(様式1)
- イ グループ応募を行う場合、グループ構成員表兼委任状(様式1-2)
- ウ 企画提案書(任意様式)
- エ 各種資格認定者(カウンセラー資格等)一覧表(関連資格等を含む)(様式2)
- オ 価格提案書(見積書)
- カ 使用印鑑届(様式3)
- キ 団体概要書(様式4)

様式4に加え、提案業者が法人の場合は、以下の書類を添付すること。なお、グループ応募を行う場合は構成員全ての法人について添付すること。

 - (ア) 法人登記簿謄本(登録事項全部証明)

※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
 - (イ) 定款又は寄附行為、規約その他これらに類するもの
 - (ウ) 団体役員の名簿(任意様式)
- ク 提案業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付すること。なお、グループ応募を行う場合は構成員全ての団体について添付すること。
 - (ア) 団体の規約
 - (イ) 役員一覧
- ケ 営業経歴書(様式5)
- コ 京都府税の滞納がないことの証明(様式6)
- サ 消費税及び地方消費税の納税証明

※コ及びサについては、発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
- シ 法人等の概要を説明したパンフレット・リーフレット等
- ス 「府内企業」の評価項目で「上記以外で府内在住者を雇用」の2点の評価を希望する場合は府内在住者(新規・継続ともに、派遣、アルバイト等含む、予定含む)の内容を申告するものとする。(任意様式)

なお、事業遂行後に実績報告を求める。(評価内容に影響を及ぼす変更は認め

ない。)

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案仕様書を基に作成すること。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(4) 留意事項

ア 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式7）により届け出るものとする。

イ 応募1事業所又は1グループにつき、提案は1件とする。

ウ グループ応募の場合は、構成員毎の団体概要と添付書類を提出すること。

エ 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。

オ 参加表明書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

カ 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

キ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

8 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方

の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が 60 点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が 2 (4) の委託上限額を超える場合

エ 府の示す仕様を満たさない提案を行った場合

オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、以下項目について京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、上記 4 (1) の担当部署において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※ (1) 以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※参加者が(選定業者数+1)者の場合、選定されなかった参加者の得点は公表しない。

(3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

10 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 受託者は契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則第 159 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

(3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。ただし、人件費については前金払いすることがある。

(4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届(様式 7)を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 北京都ジョブパークマザーズジョブカフェ保育ルームにおける保育従事者の雇用について

(1) 北京都ジョブパークマザーズジョブカフェ保育ルームは、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 59 条に規定する認可外保育施設のうち、児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)第 49 条の 2 に基づき届出の対象外となっている施設のうち、同条第 1 号イ(買い物中の顧客のこどものみの保育を行うことが明

確に書面等に示されている ショッピングモールの託児所等) に該当する。

児童福祉法第 18 条の 20 の 4 第 2 項に基づき、「保育士特定登録取消者管理システム」を利用し、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者ではないことを確認の上、保育業務に従事させること。

- (2) 保育士としての採用を希望するものに対して、採用内定前にデータベースの検索を行うことや、検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用しない場合があることを十分に説明すること。

なお、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他法令を遵守するとともに、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な処置を講ずること。

- (3) 「保育士特定登録取消者管理システム」の利用方法については、本プロポーザルへの参加を希望する者に対しマニュアルを提供するため、京都府文化生活部男女共同参画課宛てに以下のとおり、電子メールにて問い合わせること。

なお、本マニュアルは、(1) の確認にのみ使用することとし、他への提供やインターネットへの掲載等、マニュアルが流出する行為は行わないこと。

ア 受付期間 7 (1) 提出後～令和 7 年 3 月 31 日 (月)

イ 問合せ方法 電子メールにより、4 (1) に申し出ること。

ウ 問合せ様式等 次の点に留意して記載すること。

(ア) 件名は「令和 7 年度京都ジョブパーク事業マザーズジョブカフェ総合プロデュース等運営業務に関する保育士特定登録取消者管理システムのマニュアル提供について」とすること。

(イ) 会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、電子メールアドレスを記載すること。

エ 提供方法 随時電子メールに添付して送付

12 その他

- (1) 本事業は、府の委託事業であり、次の点に注意すること。

ア 事業の成果等は府に属する。

イ 委託契約の締結に当たっては、地方自治法や京都府会計規則をはじめとする諸規程が適用される。

- (2) 当該運営業務委託について、令和 7 年度当初予算が京都府議会において議決されない場合は、本業務提案募集に係る手続きは無かったものとする。その場合においても当該応募に係る経費については、府において補償は行わない。

- (3) 京都ジョブパーク事業の円滑な運営の推進のため、京都ジョブパーク理念、行動指針及び諸規定を遵守すること。

- (4) 委託先の事業者は、定期的に事業の進捗状況を報告するとともに、事業の受託により得られた情報等については、委託事業終了後も守秘義務を遵守すること。

- (5) 参加者が 1 者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。